

議案第119号

十勝圏複合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合同規約を次のとおり変更する。

十勝圏複合事務組合同規約の一部を改正する規約

十勝圏複合事務組合同規約（平成29年9月6日十地政第2183号指令）の一部を次のように改正する。

第3条の表(6)ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務の項中「音更町」の次に「、鹿追町、新得町」を加える。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。